難病指定医の皆さまへ

指定難病の臨床調査個人票における「診断年月日」の考え方について（お願い）

特定医療費の支給開始日を確認するため、臨床調査個人票の「診断年月日」欄には

「**当該臨床調査個人票に記載された内容を診断した日**」

を記載いただきますようお願いいたします。

記載年月日	西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日
診断年月日	西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日

・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。）
・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6 か月間で最も悪い状態を記載してください。
・診断基準、重症度分類については、
「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成 26 年 11 月 12 日健発 1112 第 1 号健康局長通知）を参照の上、ご記入ください。
・診断年月日欄には、本臨床調査個人票に記載された内容を診断した日を記載してください。
・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

＜診断年月日の考え方＞

作成いただく臨床調査個人票は「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成申請に使用するものですので、厚生労働省健康・生活衛生局長通知で示す「診断基準及び重症度分類等並びに臨床調査個人票（※）」を遵守いただくようお願いいたします。

医療費助成申請上（医療費助成制度上）における「診断」とは、「臨床的視点で診断したもの」ではなく、「同局長通知で示される診断基準及び重症度分類等に記載される診察や検査を実施のうえで、診断基準及び重症度分類等を満たすと診断したもの」です。

診断基準及び重症度分類等並びに臨床調査個人票における「■診断基準に関する事項」及び「■重症度分類に関する事項」に関する検査を実施のうえで、診断いただくようお願いいたします。

※診断基準及び重症度分類等は以下の厚生労働省ＨＰで閲覧、ダウンロードすることができます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53881.html

佐賀県健康福祉政策課

R8.11版